

令和3年度包括外部監査指摘事項等に係る対応

（幼児教育・保育事業に関する事務の執行について）



令和6年12月
浜 松 市

監査結果		
区分	内 容	件数
指摘	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること又は3E(経済性・効率性・有効性)の視点から、改善を求めること。	23
意見	「指摘」には当たらないが将来的に改善を検討することが望ましいもの、又は包括外部監査人としての提言を述べるもの	46

措置欄 (令和6年6月末現在)			
区分		内 容	件数
◎	措置済	指摘事項に対して、措置を講じたもの又は講じる方針が具体的に決定しているもの	21
—	非措置	指摘事項に対して、外部状況等により措置する必要がなくなったもの	0
○	対応済	意見事項の全部又は一部に対して対応したもの、若しくは対応する方針が具体的に決定しているもの	34
—	非対応	意見事項に対して、制度の趣旨・費用等を鑑み現行が適当であるなど対応しないもの又は外部状況等により対応する必要がなくなったもの	5
空欄	措置対応中	指摘又は意見事項に対して、措置又は対応を継続しているもの又は今後行う予定のもの	9

()内は、新たに措置等が講じられた件数(内数)
目次中、措置等決定年度欄に、※表示があります。

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
第6 監査の結果（個別事項）						
1 私立保育所等助成事業①						
1	指摘	ア 各施設とのデータ授受方法の改善について	69	幼保支援課	◎	R4
2	指摘	イ サテライト型小規模保育事業費助成事業の必要性について	70	幼保支援課	◎	R5
3	意見	ウ 私立保育所等事業費助成事業における外国人児童保育事業費の補助額の算定基準について	71	幼保支援課	○	R4
4	意見	エ 私立保育所等事業費助成事業及び私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業の補助率について	72	幼保支援課	○	R4
5	指摘	オ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の目的の設定について	72	幼保支援課	◎	R4
6	指摘	カ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の指標の最適化について	73	幼保支援課	◎	R4
7	意見	キ 配置保育士人数の施設間でのアンバランスについて	73	幼保支援課	—	R4
8	意見	ク 補助金対象外の優先利用に対応する保育士に対する補助について	76	幼保支援課	—	R4
9	指摘	ケ 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業完了報告書の記載内容について	77	幼保支援課	◎	R3
10	意見	コ 入園予約制について	77	幼保支援課	—	R4
11	意見	サ 保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金の指標の最適化について	78	幼保支援課		
12	意見	シ 補助対象園の増加及び利用者の増加について	78	幼保支援課	○	R4
13	指摘	ス 業務報告書の記載不備について	79	幼保支援課	◎	R3
14	指摘	セ 事業の指標の最適化について	80	幼保支援課	◎	R4
15	指摘	ソ 認証保育所事業費助成事業の使用目的の明確化について	80	幼保支援課	◎	R4
16	意見	タ 認証保育所事業費補助金の変更交付申請の必要性について	81	幼保支援課	○	R5
17	意見	チ 認証保育所事業費補助金の算定について	82	幼保支援課	○	R4
18	意見	ツ 認証保育所事業費補助金における事業運営・経理状況の調査について	83	幼保支援課	○	R3
19	意見	テ 認証保育所利用者補助金の交付額について	83	幼保支援課	—	R5
2 幼児教育・保育無償化関連事業（幼稚園費）						
20	意見	ア 事業の指標の最適化について	85	幼保支援課	○	R4
21	意見	イ 業務マニュアルの作成について	86	幼保支援課	○	R3
22	意見	ウ 従来型幼稚園と新制度適用の幼稚園等のシステム統合について	86	幼保支援課	○	R5

No.	監査結果	監査項目		報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
23	意見	エ	申請書類等のシステム入力業務におけるRPAの活用について	86	幼保支援課	○	R5
24	指摘	オ	各施設への請求業務の効率化及びリスク管理について	87	幼保支援課	◎	R4
25	意見	カ	施設等利用給付の未請求について	87	幼保支援課	○	R5
3 私立保育所等助成事業②							
26	指摘	ア	施設整備にかかる助成制度における補助金の効果測定について	89	幼保支援課		
27	意見	イ	事業の指標について	91	幼保支援課		
28	指摘	ウ	補助金の対象となった購入備品の管理について	91	幼保支援課	◎	R4
4 私立幼稚園助成事業							
29	指摘	ア	適切な事業の指標の設定について	94	幼保支援課	◎	R4
30	意見	イ	水窪地域における就学前施設の在り方について	94	幼保支援課	○	R4
31	指摘	ウ	私立幼稚園教育振興等事業費補助金 交付額算定資料の誤りについて	95	幼保支援課	◎	R4
32	意見	エ	教員等確保対策費助成の実施の検討について	95	幼保支援課	○	R4
33	指摘	オ	子育て支援事業業務委託・私立幼稚園家庭教育推進イベント業務 委託事業完了報告書及び委託事業収支決算書の記載について	95	幼保支援課	◎	R4
34	指摘	カ	子育て支援事業業務委託・子育て支援事業業務 委託事業費収支決算書の記載について	96	幼保支援課	◎	R4
5 市立保育所管理運営事業							
35	意見	ア	長期的な修繕計画、施設整備計画について	100	幼保運営課		
36	意見	イ	適切な事業指標の策定について	101	幼保運営課		
37	意見	ウ	こども園化の要否に関する政策上の検証について	101	幼保運営課	○	R5
38	意見	エ	福祉サービス第三者評価への対応について	102	幼保運営課	○	R4
6 市立幼稚園運営事業							
39	指摘	ア	適切な「事業の指標」の設定について	103	幼保運営課		
40	意見	イ	物品検査のフォローアップについて	104	幼保運営課	○	R4
41	指摘	ウ	寄附物品受入に係る事前協議書の作成について	105	幼保運営課	◎	R4
42	指摘	エ	園における現金管理について	105	幼保運営課	◎	R4
43	意見	オ	公用車の保有について	105	幼保運営課	○	R5
44	指摘	カ	市立幼稚園の園庭の無償貸付について	106	幼保運営課	◎	R4

No.	監査結果	監査項目		報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
45	意見	キ	市立幼稚園各園の方向性の検討について	107	幼保運営課	○	R5
46	意見	ク	市立幼稚園の再編について	110	幼保運営課	○	R5
47	意見	ケ	浜松市の幼児教育・保育のビジョンの策定について	111	幼保運営課	○	R5
7 幼児教育・保育無償化関連事業（保育所費）							
48	意見	ア	事業の指標の最適化について	114	幼保支援課	○	R4
49	意見	イ	業務マニュアルの作成について	114	幼保支援課	○	R4
50	意見	ウ	幼稚園等のシステムへのアクセス権限について	115	幼保支援課	○	R4
8 病児・病後児保育事業							
51	意見	ア	市民ニーズの把握について	118	幼保支援課	○	R5
52	意見	イ	廃止された事業所の検証について	118	幼保支援課	○	R4
53	意見	ウ	改善分の事業所からの報告に関する指導の必要性について	118	幼保支援課	○	R5
54	意見	エ	体調不良児対応型保育の導入の必要性について	120	幼保支援課	○	R4
9 市立幼稚園管理事業							
55	意見	ア	適切な「事業の指標」の設定について	122	幼保運営課	○	R4
56	意見	イ	借地料の減額について	122	幼保運営課	—	R5
57	指摘	ウ	幼稚園施設の施設点検について	123	幼保運営課	◎	R4
10 市立幼稚園施設整備事業							
58	意見	ア	施設整備対象施設の選定について	124	幼保運営課		
59	意見	イ	整備事業の実施計画の策定について	127	幼保運営課		
60	意見	ウ	事業の指標の再検討について	128	幼保運営課		
11 市立幼稚園教職員管理事業							
61	意見	ア	研修制度の見直しについて	130	幼保運営課	○	R4
62	意見	イ	環境整備委託料の分析について	130	幼保運営課	○	R4
63	指摘	ウ	指標の見直しについて①	132	幼保運営課	◎	R4
64	指摘	エ	指標の見直しについて②	133	幼保運営課	◎	R4
12 保育事業運営経費							
65	意見	ア	事業の指標の設定について①	135	幼保支援課	○	R4
66	意見	イ	委託業務における予定価格の積算について	135	幼保支援課	○	R4

No.	監査 結果	監査項目		報告書 の頁	主管課	区分	措置等 決定年度
67	意見	ウ	事業費の増減時の取り扱いについて	137	幼保支援課	○	R4
68	意見	エ	保育士再就職支援研修の実施対象の見直しについて	137	幼保支援課	○	R4
69	指摘	オ	事業の指標の設定について②	138	幼保支援課	◎	R4

No.1

監査内容

報告書の頁 69

指摘	ア 各施設とのデータ授受方法の改善について 「特定教育・保育施設運営事業」及び「特定地域型保育事業所運営事業」は、各施設（保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業）から施設型給付並びに特定地域型給付を受けるのに必要な情報を収集し、各施設に給付するものである。 各施設の給付額を算定するにあたり、毎月各施設から「施設状況報告書」を提出してもらうことで情報の更新を行い、市が算定した給付額について、各施設の認識と齟齬がないか確認するために、園児の個人情報等を含むデータ等のやり取りを電子メールにて1件ずつ手作業で行っている。 現状、市としては、送付前に、あて先並びに内容の確認について、ダブルチェックを行うことで事前に防止をしているが、100を超えるメールについてダブルチェックを行うことは業務過多の要因となり、それはダブルチェックの精度の低下に繋がることが考えられる。 現時点において、市の対応が適切であることから、子ども・子育て支援新制度が開始されてからメールの誤送信による情報漏えいの事故は発生していないが、現状の手作業のみのチェック体制のみでなく、例えばクラウドを利用した情報授受インフラを導入する等、追加のチェック体制を構築することで、業務の効率化並びに情報セキュリティ上のリスク縮減に努めるべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	各施設とのデータ授受について、データ共有システムを構築し、令和4年6月から運用を開始しました。クラウドを導入することで、業務の効率化、誤送信の未然防止と情報管理の徹底が図られました。	◎	令和4年度

No.2

監査内容

報告書の頁 70

指摘	イ サテライト型小規模保育事業費助成事業の必要性について 当事業の目的は、「0～2歳児の受け皿確保として、既存の保育所、認定こども園、幼稚園による小規模保育事業所の開設を促進するとともに、連携支援コーディネーターの配置により小規模保育事業所を利用する児童の保育所等への円滑な接続を図るため」とあるが、令和3年4月1日現在、小規模保育事業所が63あるうち、平成31年4月1日に新規開設したものを補助対象事業者としているため2にとどまっている。 事業の目的は理解できるものの、連携支援が常時必要であるとは考えにくく、補助上限の年額は、保育士の平均給与と比べ高額であること、もし連携支援コーディネーターの必要性が高いのであるならば、補助対象事業者を2つにとどめておくのは公平性を欠くことになるなどから、当事業の必要性について検討し、継続するかどうかについて見直すべきである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	事業の効果として、連携支援コーディネーターの配置により小規模保育事業所を利用する児童が連携施設へ円滑に進むことに寄与しており、一定の効果はあると考えますが、事業継続の必要性について改めて検討した結果、常時の連携支援の必要性がないことや、補助対象事業者を平成31年4月1日に新規開設した事業者に限定しており、現在の補助対象事業者は1事業者であること等から、制度の終期である令和5年度をもって廃止することとします。	◎	令和5年度

No.3

監査内容

報告書の頁 71

意見	ウ 私立保育所等事業費助成事業における外国人児童保育事業費の補助額の算定基準について 私立保育所等事業費助成事業の一部である外国人児童保育事業費の補助額は、私立保育所等に入所している外国人児童数により定められており、外国人児童の定義は、外国籍を有する児童となっている。当該事業の目的は、外国人児童を受け入れている私立保育所等の負担を補助するものであるが、その負担は、児童の国籍のみならず、保護者も含む日本語によるコミュニケーション能力が影響するものと考えられる。 また、厚生労働省の令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業における外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究報告書によると、保育所等を利用する外国籍等の子どもがいる市区町村において、人員的配置等による支援を行っている割合が約20%、ICTを活用した言語的支援を行っている割合が約15%、資料翻訳等の支援を行っている割合は約15%であり、これらの支援は、保育所等のヒアリングの結果から一定の効果があることがわかる。 これらを踏まえ、外国人児童保育への支援として、入所している外国人児童数による外国人児童保育事業費の助成だけでなく、保育所等が必要と考えるものを検討するのが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	現行の補助制度における補助対象は、外国人児童保育に要する経費となっており、各園で適宜、外国人保育に必要とされる内容で活用されております。 全認可保育施設を対象に開催した補助制度に関する説明会、認定こども園及び認可保育所のほとんどが加盟する民間園長会における意見聴取においては、現行補助制度を拡充する具体的な支援要望は聞かれていません。 今後も保育施設の意見を聴取する中で、効果的な支援方法を検証してまいります。	○	令和4年度

No.4

監査内容

報告書の頁 72

意見	エ 私立保育所等事業費助成事業及び私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業の補助率について 市の「補助金見直しに係るガイドライン」によると、「補助率は原則 2 分の 1 以内とし、政策的な理由により 2 分の 1 を超える補助率とする場合は、理由を明確にする」とあるが、私立保育所等事業費助成事業及び私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業の一部が 2 分の 1 を超えるものとなっているにもかかわらず、その理由を明確にした文書はなかった。 この点について、当該補助事業は基準が示される以前から補助率10分の10であり、児童福祉法において、市町村は保育を必要としている児童は保育所において保育しなければならないと定められ、施設の運営を支援する必要があることから、財政課と協議し、現在の補助率を維持しているとのことであるが、市では「補助金評価シート」によって、毎年度補助金の必要性、予算要求額の内訳等を検討しているため、当該文書に補助率が 2 分の 1 を超える政策的理由を記載することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	「補助金見直しに係るガイドライン」に従い、「私立保育所等事業費助成事業」及び「私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業」の補助金評価シートに、補助率が 2 分の 1 を超える政策的理由を記載しました。	○	令和 4 年度

No.5

監査内容

報告書の頁 72

指摘	オ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の目的の設定について 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の目的について、その交付要綱では、在園児下の子の優先利用を実施し、この取り組みによって生じる私立保育所等の保育士等の配置を行うための費用の一部を補助することにより、優先利用の維持に努めるためとされている。 厚生労働省子ども家庭局発の2020年度保育関係予算概算要求の概要には、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、予約制導入に係る体制整備の支援を行うとされており、市は当該補助金の交付目的を、より具体的かつ最適なものにし、交付要綱に明記すべきである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	「浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金交付要綱」を改正し、事業の目的に「私立保育所等の保育士等の配置環境を整備し、優先利用の維持を図るとともに、保護者が育児休業終了後の職場復帰に際し、在園児下の子の入所に関する不安解消、負担軽減を図ることを目的として」という文言を追加し、事業目的を明確化しました。	◎	令和 4 年度

No.6

監査内容

報告書の頁 73

指摘	カ 在園児の下の子の優先利用支援事業費補助金の指標の最適化について 本事業の指標は「保育施設利用定員数」であり、在園児下の子の優先利用支援事業の目的に対してどの程度の効果があったのか、補助金の有効性についての判断が客観的に可能な指標は設定されていない。 この点、まずは在園児下の子の優先利用支援事業としての補助金交付目的をより具体的かつ最適なものとする必要がある。補助金を交付する場合には、目的である当該補助金交付により実現させたいと考える将来のあるべき姿を設定しているはずなので、その将来あるべき姿を指標として設定すれば自ずと支出の効果を測定できるはずである。そして、補助金の目的の達成度によって、今後の補助金の要否及び補助金額の増加や減少を継続的に検討する必要がある。 したがって、補助金の効果を測定するうえで有用な指標を設定し、補助金の有効性についての判断基準を持つことが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	在園児下の子の優先利用支援事業の目的に対してどの程度の効果があったのか、補助金の有効性についての判断が客観的に可能な指標が設定されていなかったため、新たに指標として「在園児下の子優先利用支援事業費補助金補助対象児童数」を設定しました。	◎	令和4年度

意見	キ 配置保育士人数の施設間でのアンバランスについて 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の対象となる保育士等の雇用要件は、補助金交付要綱によれば、保育業務及び在園児下の子の保護者や市との連絡調整、保護者への相談対応等を行う者で、年度途中における交代を認める、となっている。 また、市が作成している在園児下の子優先利用支援事業事業者向け事務処理マニュアルによれば、資格の有無は問わず1施設につき、複数の雇用も可としている一方で、当マニュアルのFAQの中では、対象児童1人につき重ねて複数の雇用は想定していない旨の記載があり、対象児童1人につき対象保育士は概ね1人であることが分かる。 令和2年度の事業報告書より各施設における対象児童数及び対象期間、並びに補助対象保育士数及び述べ配置期間について整理すると、保育士配置期間に対する児童の対象期間の倍率が、最大で9.00倍、最小で0.36倍と事業者によって大きく差があることが分かる。 さらに、当該補助金は、市が事業者から提出される事業報告書に記載の補助対象保育士等の人数と給料等の支払額に基づき、補助金を交付しており、対象保育士の配置人数が妥当が否かの検討は行われていない。 資格の有無や勤務形態によっても一律の判断ができない点は考慮しても、過剰な補助となっていないか、若しくは申請に漏れがないかという点にも十分注意して当該補助金の内容を変更することの可否について検討する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	在園児下の子の歳児や状況、在園児の入退園や職員の配置状況等により、必要となる在園児下の子担当の保育士人数は園により異なるため、一律の基準で配置保育士数が妥当かどうか判断することが難しいのが現状です。 また、国の補助基準額では1施設の上限額が決まっており、市はこれに基づき実施しているため、現時点での当該補助金の見直しの必要はないものと判断しています。	—	令和4年度

No.8

監査内容

報告書の頁 76

意見	ク 補助金対象外の優先利用に対応する保育士に対する補助について 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の対象となる児童は、在園児下の子の保護者が当該児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、優先利用により1歳になる月から1歳6か月になる日の当月までに保護者が復職し、当該児童が入所する場合に限定されている。一方で、浜松市は従来から独自に在園児下の子の優先入園の制度を実施しており、保護者が当該児童が1歳に満たないうちに復職する場合についても優先入園を認めている。 そのため、1歳未満での入園予定の在園児下の子がいる場合については、対応保育士の設置が必要であるにもかかわらず、当該保育士の人件費については補助金の対象外となっている状況である。 優先利用のニーズは非常に高く、また、昨今は児童が1歳に満たないうちに復職するケースも少なくない状況であり、優先利用の維持に努めるため施設の負担は増加している。現状は、補助金の上限を国庫補助基準額の上限である1施設当たり年額2,406,000円としているが、在園児下の子の優先入園の制度の実施に伴い施設で発生している人件費の全額を調査するなどして、補助金上限額の妥当性の検証を行うなど、当該施策に対する必要な補助が十分に行われているか否かの検討をされたい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	当該補助金の上限額は、国庫補助基準額の上限と同額で設定しておりますが、令和3年度及び4年度の補助実績は、約3分の2の施設で補助上限を下回る補助対象経費となっております。以上の状況及び財政負担等を考慮し、補助金上限額は妥当であると考えておりますが、今後も国の動向や施設の要望等を注視し、当該事業に対する必要な補助について研究してまいります。	—	令和4年度

No.9

監査内容

報告書の頁 77

指摘	ケ 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業完了報告書の記載内容について 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業完了報告書に添付している収支決算（見込）書に記載の決算額には、最終予算額と同額が記載されており、当初予算額以上の支出があったとしても収支決算書では把握できない記載内容になっていた。 収支決算書の予算額を決算額と同額とすると、補助金額が事業規模に比して過剰となっているのか不足しているのかの判断も十分にできない状況であるため、収支決算書の予算額は当初の予算額をそのまま明示すべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	「浜松市在園児下の子の優先利用支援事業」の事業報告については、令和4年度から報告方法（収支決算書の様式）を見直し、実際の収支決算が明確になるよう修正しました。	◎	令和3年度

No.10

監査内容

報告書の頁 77

意見	コ 入園予約制について 現在浜松市は在園児下の子の優先利用支援事業として、保育施設を利用する保護者に限定して予約制度を適用している状況である。しかし、現在の日本において出生数は年々減少しており、令和2年度の出生率は1.34であることが厚生労働省より発表されている。このような状況下において、保育施設を利用する保護者に限定した予約制度は、第1子には適用されないため、一定数の働く親については引続き職場復帰に向けた保育所入園時期に関する不安を解消することができていないのではないかと料する。 一方で、浜松市の在園児下の子の優先利用支援事業は国が入園予約制度を開始した平成29年より前から実施されており、浜松市内の働く親世帯にとっては非常に魅力ある事業であり、評価すべき先行的取り組みである。 以上より、市民の公平性を第1に考え、国の想定する入園予約制の導入も含めた在園時下の子優先利用支援事業の在り方について引続き調査・研究していただきたい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	本市では、施設整備が進んだことや少子化により、令和3年4月に待機児童ゼロを達成し、保育所等への入所が以前に比べ容易になってきています。 こうした状況下で入園予約制を拡充すると、優先度が高い人より低い人が入園する逆転現象が起こる可能性があり、入園申し込み時点での公平性が保たれないことが懸念されます。 以上のことから、本市での入園予約制の導入は見送ることが妥当と判断しました。	—	令和4年度

No.11

監査内容

報告書の頁 78

意見	サ 保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金の指標の最適化について 当事業の指標は、大事業である私立保育所等助成事業の指標である「保育施設利用定員数」が設定されているだけであり、中事業である保育士等確保対策費助成事業の有効性を測定する指標としては利用困難と考えられ、補助事業の効果測定、すなわち補助金支出の効果測定が十分に行われていない。 当該補助金を支出する目的は、「保育士の確保」であり、補助事業者が雇用する保育士用の宿舎の借り上げを行う場合に、その経費の一部を補助することにより達成されるであろう「保育士の確保」の達成度合いがより明確に把握できるような仕組みが必要ではないかと思料される。当事業で期待される効果が新たに雇用する保育士等の確保のみならず、既に勤務する保育士等の離職防止にあることから、設定する比較時点の課題はあるものの「保育士の確保」の達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討されたい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	「保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金」について、補助金の有効性を検証するための指標の設定を検討します。		措置対応中

No.12

監査内容

報告書の頁 78

意見	シ 補助対象園の増加及び利用者の増加について 保育士宿舎借り上げ支援事業について、事業開始以来、年々対象園及び利用者数が増加しており、財政負担及び事務負担が拡大している状況にある。 埼玉県さいたま市においては、1 保育施設につき、原則として申請できる戸数は3 戸までという制限を設けることで、補助金の効果維持と財政負担・事務負担軽減のバランスを取っている。 当該補助金は予算の範囲内において補助金を交付するものであるため、補助金の一人当たり月額第一義的には国によって基準額が定められているが、予算上の制約等も加味して、国の基準額以下の単価を設定することも可能である。 以上より、今後の対象園及び利用者数の増加に備え、基準額の減額等についても検討されたい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	保育士宿舎借り上げ支援事業の国基準月額単価の上限は、令和元年度までは、全国一律に82,000円でしたが、国による見直しが行われ、地域により異なる単価が設定され、当市は56,000円に減額となった経緯があります。また、他の市町村より低い単価を設定すると、他の市町村への就労や、現在制度を利用している方の負担増による離職などが懸念されます。そのため、現状では現在の単価が妥当であると判断しています。 今後についても、補助金の支出の公平性や財政負担のバランスを注視しつつ、必要に応じて要件等の見直しを行ってまいります。	○	令和4年度

No.13

監査内容

報告書の頁 79

指摘	ス 業務報告書の記載不備について 浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業の事業報告書において、補助基準額計算表（日割り計算）があるが、日割り計算の基準となる補助基準額が誤っているケースが数件あった。当該不備は、Excelに入っていた計算式に誤りがあったことにより発生していたことから、事業計画書及び事業報告書について、算式の誤りがないように十分な事前チェックを行ったうえで、補助基準額について1 か所入力すれば、他の同様の項目も自動入力されるような仕組み作りを行い、人的ミスを最小限にとどめるように工夫する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業の事業報告書における補助基準額計算表については、Excelの計算式を見直し、誤りを修正しました。今後は、計算式を再確認し、人的ミスを防止します。	◎	令和3年度

No.14

監査内容

報告書の頁 80

指摘	セ 事業の指標の最適化について 認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者醸成事業の指標は、大事業である私立保育所等助成事業の指標である「保育施設利用定員数」が設定されているのみであり、中事業である認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の指標は、いずれも設定されていない。「保育施設利用定員数」は、私立保育所も含んだ保育施設利用定員数であり、当該指標のみでは、認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の目的である「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」、「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」にどの程度の効果があったのか、補助金の有効性について測定することができない。 当該補助金を支出する目的は、「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」である。したがって、当該補助金を支出することにより達成されるであろう「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」の達成度合いがより明確に把握できるような仕組みを検討し、「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」の達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討すべきである。 さらに、当該指標を中事業である認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の指標として設定し、事業シートにも記載する必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」の達成度合いを測定するため、令和4年度より事業シートにおいて新たな指標として、認証保育所事業費助成事業については、「認可外保育施設の基準を上回る認証保育所の基準を満たす施設の割合」を、認証保育所等利用者助成事業では、「保育所等利用待機児童数」を設定しました。	◎	令和4年度

No.15

監査内容

報告書の頁 80

指摘	ソ 認証保育所事業費助成事業の使用目的の明確化について 認証保育所事業費助成事業の補助対象経費は、浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱の別表において「認証保育所の保育事業に要する経費」と明記されている。 各保育所から提出された補助事業完了報告書（第7号様式）に添付された事業報告書及び収支決裁書を閲覧したところ、保育所によって補助金の使用方法にバラつきが見られた。また、補助金の使用方法の中には、例えばその他の支出等の補助対象経費に該当するか否か客観的に判断しがたい項目が存在していた。 当該補助金の目的は保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図ることであり、補助対象経費は当該目的の達成のために必要となる経費に限定されることが望まれる。要綱に補助対象経費について具体的な例示を記載する等の対応を行い、補助対象経費には該当しない費用に対し補助金を交付するようなケースを未然に防ぐ必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和4年度に浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱を改正し、補助対象経費を具体的に例示しました。また、交付申請や実績報告時に提出される様式の記載欄を見直し、補助対象経費と補助対象外経費の区分を明確化しました。これらの対応により、補助対象経費には該当しない費用に対し補助金を交付するようなケースを未然に防ぐ仕組みを構築しました。	◎	令和4年度

No.16

監査内容

報告書の頁 81

意見	タ 認証保育所事業費補助金の変更交付申請の必要性について 浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱第5条第3項において、補助事業の内容に変更が生じたときは、変更交付申請書（第5号様式）に（1）変更事業計画書（2）変更収支予算書を添えて市長に提出しなければならない旨の記載がある。 一方で、当該要綱への記載はないものの認証保育所に対する説明資料において、毎月の運営状況及び入所児童に関する下記の書類の提出を求めている。 そのため、補助金算定の基礎となる受託児童数の変更については月次で把握可能な状況であるが、受託児童数の変更があった場合にも変更承認申請の提出がなされている。さらに、変更交付申請書の提出は補助事業完了報告書の提出と同タイミングとなっており、変更交付申請書とその添付書類（以下、「変更交付申請書等」という。）の内容が補助事業完了報告書とその添付書類（以下、「補助事業完了報告書等」という。）の内容と全く同一となっている状況にあり、変更交付申請の実効性は薄いと考える。 毎月の運営状況及び入所児童に関する書類の提出を求めている状況下、変更交付申請のあり方について今一度検討し、変更交付申請書等と補助事業完了報告書等を1つの書類にする、若しくは添付書類については同じ内容のものは1部のみ要求する等、手続きの簡略化を検討することが望まれる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和5年4月に浜松市認証保育所助成事業費補助金交付要綱を一部改正し、変更承認申請書と実績報告書のそれぞれの添付書類の提出が同日となる場合かつ同一の内容の場合に限り、1部のみ提出で可能となるよう手続きを簡略化しました。	○	令和5年度

No.17

監査内容

報告書の頁 82

意見	チ 認証保育所事業費補助金の算定について 補助事業が終了した際に提出される補助事業完了報告書の6内訳表に記載される（事業費の合計額）－（利用料その他の収入の額）の額がすべての園において「補助限度額」と一致しており、事業費の合計額または利用料その他の収入の額が実際の収支に基づいていない可能性があると考えます。 浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱の別表において、補助金額は毎月初日の在籍児童数に基本額を乗じて得た金額（補助限度額）と補助対象経費を比較していずれか少ない額と定められており、補助事業完了報告書の6内訳表に記載される（事業費の合計額）－（利用料その他の収入の額）の額と「補助限度額」の額は一致している必要はない。補助事業完了報告書等において補助限度額に合わせた収支が記載された場合、事業の実態が適切に反映されず補助金の支出が不足しているのか過剰となっているのかの判断も十分にできない状況であるため、実際の収支を記載するようにすべての園へ指導することが望まれる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和4年度の認証保育所事業費補助金の交付申請書の提出依頼時に、補助事業完了報告書等に収支を記載する際には、補助限度額に合わせることなく実際の収支を記載するように、すべての園に対し指導を行いました。	○	令和4年度

No.18

監査内容

報告書の頁 83

意見	ツ 認証保育所事業費補助金における事業運営・経理状況の調査について 「浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱」第4号様式4（1）には、「補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めたときは当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。」と記載されている。 しかし、同要綱第6条第2項によれば、補助事業完了報告書等については市長が内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し通知すると記載されているのみであり、認証保育所の事業運営・経理状況の調査を実施する旨は記載されていない。 現状では、要綱で想定されている書類審査は実施されており、認証保育所には指導監査も実施していることから、同要綱本文にも、「補助事業等の事業運営・経理の状況を調査する。」旨を記載することが望まれる。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和3年度に要綱を改正し、要綱本文と様式の記載内容が整合するよう見直しを実施しました。なお、実績報告については、必要があると認める場合は現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定内容等に適合するかどうかを調査するなど、引き続き浜松市補助金交付規則の規定に基づき審査をしてまいります。	○	令和3年度

No.19

監査内容

報告書の頁 83

意見	テ 認証保育所利用者補助金の交付額について 浜松市認証保育所利用者補助金交付要綱第4条によれば、補助金の交付上限額は月額20,000円（保護者の負担額が20,000円未満の場合除く）となっている。 当該補助金は、認証保育所を利用する3歳未満の児童の保護者に対し、認可保育所と認証保育所の平均保育料の差額相当分である月額20,000円を上限に直接保護者に助成をすることで、保育料負担の軽減を図り、保育所の待機児童解消を目的としている。 一方で、認可保育所における3号認定の保育料は同一世帯から2人以上入園している場合に、第2子は概ね半額、第3子以降は0円（無償）となっており、第2子以降においても一律で月額20,000円とする現状の補助金額は、認可保育所の保育料との不公平感を生んでいると考えられる。 浜松市においては、第2子以降の認可保育所の保育料との不公平感の解消の点から、一律での助成ではなく、例えば、負担額に応じた段階的な金額設定を行う等の必要性について調査・研究していくことが望まれる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	補助単価の月額20,000円は、認可保育所と認証保育所の平均保育料の差額相当分としており、この算出にあたっての認可保育所の平均保育料は既に第2子以降の軽減分が反映された実績を用いています。そのため、第1子のみの認可保育所の平均保育料を算出したときと比べて、認可保育所と認証保育所の平均保育料の差額は大きく反映されており、段階的な金額設定を行うなどの必要はないと考えます。 また、令和5年4月時点の認証保育所保育料負担軽減認定を受けて認証保育所を利用している0～2歳児の56人の世帯状況を調査したところ、未就学児のきょうだいがいる児童は15人であり、全体の3分の1を下回っていることから、不公平感は大きいものではありません。 このことから、現在の本市の制度を継続することの方が、多くの保護者にとっての享受できる利点が大きいのと考えます。	—	令和5年度

No.20

監査内容

報告書の頁 85

意見	ア 事業の指標の最適化について 令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育無償化関連事業は国制度に基づくもので幼児教育・保育の無償化に伴い、地方自治体職員の事務負担は増加したが、職員数が限られている中においては、当該事務を効率的に行うことが課題と思料される。 そのため、職員の事務負担を軽減し効率化に努めるとともに当該事業の指標として、「幼児教育・保育無償化関連事業に係る事務の効率化」など、実務面での成果目標を掲げることが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	これまで園宛ての通知は、公印を付した書類を郵送していましたが、全庁的に取り組む「書面規制、押印等見直し指針」に則り、公印を省略したデータをメールで送付する運用に変更いたしました。また、園からの提出書類についても、窓口への持参や郵送から関係者しか閲覧できないインターネット上のセキュリティスペースに格納してもらう運用に変更するなど、ペーパーレス化の推進により事務の効率化を図りました。これらの取り組み等により、令和4年度においては、前年度と比べ時間外勤務時間を削減いたしました。 なお、令和5年度から新たに「幼児教育・保育無償化関連事業に係る事務の効率化」を事業の目標指標として設定しました。今後も、本指標に基づき、引き続き事務の効率化に努めてまいります。	○	令和4年度

No.21

監査内容

報告書の頁 86

意見	イ 業務マニュアルの作成について 幼児教育・保育無償化関連事業の業務の効率化を図り費用を削減することを指標とするには、その前提として業務マニュアルを作成する必要がある。 現在、幼児教育・保育無償化関連事業において大枠の業務フロー図はあるものの、事務作業の具体的な業務マニュアル等の作成はされておらず、個人のメモレベルにとどまっている。そのため、特定の職員しか知り得ない業務が存在する属人化の状況を生み、担当者の突然の欠如や交代が生じた際に、無駄な手間や時間がかかる恐れがある。 徹底した業務マニュアルの作成により業務の属人化を防ぐことができるほか、業務の洗い出しにより無駄な業務の見直しや効率化を実現でき、ひいては職員のワーク・ライフ・バランスの実現にもつながると考える。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	業務の洗い出しを行い、業務フローを見直すことで無駄を省いた業務の効率化を進めています。また、具体的な業務マニュアルを作成し、マニュアルの内容や事務の詳細を職員間で共有しました。	○	令和3年度

No.22

監査内容

報告書の頁 86

意見	ウ 従来型幼稚園と新制度適用の幼稚園等のシステム統合について 従来型幼稚園と認定こども園等について、無償化に係る業務フローは同一であるのにも関わらず、同じシステムを使えない状況にある。例えば、預かり保育事業の事務手続きとして、従来型幼稚園の幼保支援システムについては提供証明書を取り込むことでシステム上データが自動入力されるが、新制度適用の幼稚園等の教育保育システムでは、データ取込ができないため1件ずつ手入力をしている。 国が政策的に新制度への移行を促進している状況下において、新制度適用の幼稚園等の施設が今後増加していく中、従来型幼稚園の幼保支援システムにできて便利な機能が新制度適用の幼稚園等の教育保育システムでできないことは問題であり、改善を検討すべき事項である。従来型幼稚園と新制度適用の幼稚園等のシステムの統合を図る、若しくは機能の統一を図ることが望まれる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	機能の統一については、令和5年度から、これまで教育保育システムで管理していた新制度適用の幼稚園等（新制度幼稚園及び認定こども園）に在園する園児の施設等利用給付の認定情報を、幼保支援システムで管理するように変更しました。この変更に伴い、全ての園の預かり保育事業について、提供証明書のデータをシステムに取り込みできるようになり、事務の効率化を図りました。 システムの統合に向けては、国が進めている全国標準化システムの導入により、令和8年度から現在のシステムは統合される予定のため、実施時期などについて国の動向を注視しています。	○	令和5年度

No.23

監査内容

報告書の頁 86

意見	エ 申請書類等のシステム入力業務におけるR P A（Robotic Process Automation）の活用について 子育てのための施設等利用給付認定事務について、4月入園児の支給認定申請書類のシステム入力は制度開始直後300時間超を要する業務となっていた。現在は、担当者の経験値も上がり多少業務時間の削減ができている状況ではあるが、毎年2,000件ものデータ入力強いられている状況であることから、R P Aや電子申請等を活用した事務作業の効率化を検討されたい。 浜松市においては、保育施設の入所選考結果のシステム入力などにおいて、過去にR P Aの活用を検討していた実績があるが、手入力よりかえって非効率になってしまったとのことであるが、R P Aの精度は年々高くなっており、また、A I－O C Rであれば紙文書の手書き文字でも誤変換が少なく、高い認識精度でデータ化できる。 また、電子申請については無償化対象世帯においては一定程度の需要があり、かつ、浜松市ではすでに保育施設の給付認定申請については電子申請を活用している実績もある。電子申請を採用した場合には、書類は手書きではなくなるため、R P Aによる自動入力がより効果的に実行可能となることが予想される。R P Aによる自動入力が可能となれば、申請内容のチェックが完了したところでR P Aにより保育システムへの入力が自動で行われ、大幅な業務時間の短縮につながると考える。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和5年度から、これまで教育保育システムで管理していた新制度適用の幼稚園等（新制度幼稚園及び認定こども園）に在園する園児の施設等利用給付の認定情報を、幼保支援システムで管理するように変更しました。この変更に伴い、全ての園の預かり保育事業について、提供証明書のデータをシステムに取り込みできるようになり、入力項目数を減らすことでシステム入力業務の時間短縮を図りました。 また、申請書類等のシステム入力業務について、市全体で進めている行政手続きのオンライン化に併せて検討しており、行政手続きのオンライン化により、市民が電子申請した情報を、直接システムへ取り込むことができるようになり、システム入力自体が不要になる見込みです。	○	令和5年度

No.24

監査内容

報告書の頁 87

指摘	オ 各施設への請求業務の効率化及びリスク管理について 幼稚園の入園料・保育料について、保護者の負担軽減や他都市の状況等を加味した結果、毎月の保育料を保護者から徴収せず、市から園に無償化分を給付する「法定代理受領」の方法を取っている。そのため、市は毎月施設ごとに請求金額内訳書を作成し、各施設に1件ずつメールで送信し内容の確認を依頼し、その後請求金額の修正・確定を行い、請求書を作成・送付している。 令和2年度には、市から対象となる41施設へ、請求金額内訳書の送付から請求書の送付までに年間で約2,000件のメールを送付しており、時間にすると200時間近く要している。加えて、これらのメールは同時期に非常に多くのメールを複数の相手先に対して送付をするため、メールを誤送してしまうリスクが存在する。 現状、市としては、送付前に、あて先並びに内容の確認について、ダブルチェックを行うことで事前に防止をしているが、全てのメールについてダブルチェックを行うことは過度な業務負担となり、ダブルチェックの精度の低下に繋がりがねない。 現時点において、市の対応が適切であることから、制度開始以降メールの誤送信をはじめとするメールの誤送信による情報漏えいの事故は発生していないが、現状の手作業のみのチェック体制のみでなく、例えばクラウドを利用した情報授受インフラを導入し、請求業務の電子化を行う等、業務の効率化並びに情報セキュリティ上のリスク削減に努めるべきである。
-----------	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	各施設との請求業務に係るデータ授受について、データ共有システムを構築し、令和4年6月から運用を開始しました。クラウドを導入することで、業務の効率化、誤送信の未然防止と情報管理の徹底が図られました。	◎	令和4年度

No.25

監査内容

報告書の頁 87

意見	カ 施設等利用給付の未請求について 子育てのための施設等利用給付の受給は、子ども・子育て支援法に規定された権利である。 現状、保護者からの子育てのための施設等利用給付の請求が未請求となっているようなケースについては、施設が独自に保護者への督促を行っていることがほとんどで、市は未請求分について個別に管理し通知することはしていない。そのため、退園してしまう年長児の2、3月分については施設での督促ができないことから未請求になる傾向にある。 監査実施時点の令和2年度の施設等利用費請求書の未提出に伴う未払額は、預かり保育で680千円、副食費で1,176千円の合計1,856千円となっている。 施設等利用給付は平等に受給する権利であるため、未請求の解消策として、例えば以下のような対応が考えられる。 ・ 未請求が多い園については十分な説明がなされていない可能性があるため、十分な説明の依頼をする ・ 未請求は外国人が多いため、外国語版の案内を用意する 給付を受ける権利については、子ども・子育て支援法第七十八条によりその時効は2年となっており、市としても今後の支払いの可能性があることから適切に対処すべき課題である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	保護者及び施設等の支払い事務を軽減するため、令和5年度当初より償還払い（市が保護者へ施設等利用費を支払う）方式から法定代理受領（市が保護者の代わりに施設へ施設等利用費を支払う）方式に給付方法を変更しました。 保護者に対する未請求に対する周知に関しては、卒園前の令和5年1月に、卒園児の保護者宛てに請求書を送付する案内文を園経由で送付する際に、未請求の多い園に対し、保護者への十分な説明をするよう依頼し、園より保護者宛てに通知を送付しました。	○	令和5年度

No.26

監査内容

報告書の頁 89

指摘	ア 施設整備にかかる助成制度における補助金の効果測定について 認定こども園・保育所の創設・増改築等の施設整備を行う事業者に対して、国や県の施設整備にかかる助成制度に基づき助成を行う本制度により、令和2年度においては、5施設に助成し、430名の定員増が図られた。これに加え、地域型保育事業や施設整備を伴わない定員増により、市は令和3年4月1日の保育所等利用待機児童数ゼロを達成した。事業目的の達成は、市の取り組みの大きな成果であるといえる。 一方、市としては、待機児童は、また発生する可能性もあることから、引き続き既存の認定こども園・保育所・幼稚園の増改築等について事業者を募集する方針であり、今後も事業における補助金の効果を測定していくことになる。 令和2年度の施設整備事業をもって待機児童数ゼロを達成したことにおいて、これまで助成制度の果たしてきた役割は認められるが、国又は県の整備交付金の助成があるとはいえ、市としても相応の負担の下に行う事業である。浜松市の特性として自家用車による送迎もあり、地域的な偏り等が判明しにくい状況にあること及び今後はオーバーキャパシティの生じる可能性もあることから、令和2年度における779名の定員増と待機児童数ゼロとの関係性が適切であること及び今後事業を実施していくことについて事業目的の十分な分析の裏付があることが望ましい。 従って、事業目的達成に関する補助金の効果測定については、単に定員数増加によるだけではなく、既存の施設の状況や浜松市の地域的な傾向も踏まえ、総合的に判断できるよう今後の事業の必要性についてより深く検討する必要がある。
-----------	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	4月1日時点の保育所等利用待機児童数は、令和3年度からゼロを維持していますが、新規の入所申込数は増加傾向にあり、今後も保育ニーズの上昇が見込まれます。 一方で、少子化の進行により、将来的にオーバーキャパシティが生じる可能性もあります。また、既存の保育所等は、経年による老朽化の進行は避けて通ることができません。 そのため、今後の施設整備の事業の必要性については、次期プラン（令和7年度～令和11年度）の策定過程において検討してまいります。		措置対応中

No.27

監査内容

報告書の頁 91

意見	イ 事業の指標について 事業の指標として「保育施設利用定員数」及び「保育所など利用待機児童数」が挙げられている。しかしながら、これらはいずれも一定時点の事実としての数値であるものの、本来、事業実施の結果として、目的の達成度を明示する必要がある。 浜松市では令和3年4月1日で保育所等待機児童数がゼロを達成したことや、今後の少子化をふまえたうえで事業の方向性を見極め、目標となる将来像を示す指標となるよう検討することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和3年度から3年連続での4月1日現在の保育所等待機児童数ゼロ達成や今後の少子化の進行を踏まえた事業指標は、次期プラン（令和7年度～令和11年度）の策定過程において検討してまいります。		措置対応中

指摘	ウ 補助金の対象となった購入備品の管理について 本補助事業の対象経費には、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等の工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用等が含まれている。 これら事業費の補助金交付対象である工事費において、本体工事契約内に備品費が含まれており、その内容は厨房機器や保育用品等が該当する。こうした補助金の対象となった備品については、市に対して支出済工事費費目別内訳書によって内訳が提出されており、「浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱」により、所定の承認を得ずに事業者の判断で処分できないこととされている。 令和2年度実施事業について各事業の工事費内訳書を閲覧し、備品費について上記規定に基づきどのような管理を行っているかを確認したところ、本体工事に含まれる厨房機器については施工時に所管課の職員が確認しているとのことであったが、その確認を行った証跡の判明する文書としての記録はなく、またそれ以外の保育用品等の備品については、特に市として現物の確認は実施しておらず、その後の譲渡など処分の申請等は提出されていないとのことであった。 補助対象に含めた場合、例え少額であっても上述の規程の適用をうけるので、仮に事業者側で適切な管理を行っているとは判断しても、その状況を市の所管課は定期的にモニタリングしていく必要があり、そのためのルールを明確に定め、遵守していく必要がある。 今後は、対象物品の管理状況について市の所管課による備品の確認方法について明確にし、厨房機器のように現物の確認を行ったのであれば、その確認記録を文書化し、それ以外の備品についても、金額などの基準を定めて、その所在について市として現物確認を行うか、もしくは事業者に定期的に報告を求める体制とすべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和3年度の施設整備事業から、本体工事契約以外の備品についても全て現物確認を実施することとし、備品の確認を実施した際は、文書として記録し保管することといたしました。 なお、令和4年度からは、定期的にモニタリングする体制として、毎年度すべての施設について提出を求める年度計画書及び年度報告書において、財産処分の有無を報告する仕組みを導入しました。	◎	令和4年度

指摘	ア 適切な事業の指標の設定について 事業シートにおける「主な事業活動・事業成果 指標」において、「補助対象団体への執行率」を掲げ、目標値100%に対して実績値100%となり、「指標の達成度は計画どおり、私立幼稚園における教育の振興や、私立幼稚園による子育て支援機能の充実を図ることができた。」としている。しかし、当該事業の目的は、「私立幼稚園等における教育の振興や、私立幼稚園等による子育て支援機能の充実を図る。」ことであって、「補助対象団体への執行率」は、その目的の達成を補助するための手段（補助金の交付）の実行率であり、事業の目的を果たしているかを図るための事業活動・事業成果の指標としては適切ではない。 例えば、①私立幼稚園教育振興等事業費補助金事業であれば、私立幼稚園の教育環境・設備環境の満足度（教職員、保護者のアンケート）、教職員の資質水準（教職員自身の資質向上に関する意識調査、保護者のアンケート）等、②子育て支援事業業務委託事業であれば、参加者数（率）、満足度、③幼稚園型一時預かり事業であれば、利用者数、利用率等、事業の目的に照らし、支出とそれによって達成される効果がより明確に把握できる適切な指標を検討し、設定したうえで、事業評価していく必要がある。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	教育環境の満足度及び職員の資質向上を目的として実施する私立幼稚園教育振興等事業費補助金事業の研修では、研修受講後のアンケート結果等を含む研修報告を提出させることにより、事業を適切に評価し、今後も実務に役立つ効果的な研修を行うことで子育て支援機能の充実を図ります。 また、本事業において達成される効果がより明確に把握できるよう、令和4年度から、子育て支援事業への参加延べ人数を新たに事業シートの指標に追加しました。	◎	令和4年度

No.30

監査内容

報告書の頁 94

意見	イ 水窪地域における就学前施設の在り方について 水窪地域においては、中山間地区の中でも少子化が進んでいる（市の資料によると0～5歳児童数は、平成19年4月1日に64名に対し、令和2年4月1日は15名）が、就学前施設は私立水窪幼稚園のみである。同園以外の水窪地域の最寄りの就学前施設は、市立佐久間幼稚園であるが、車で40～50分（約22km）の距離にあり、そちらに通うのは現実的ではないため、水窪地区に就学前施設が必要であり、地域住民もその要望を持っている。 現状、市としては、「私立幼稚園教育振興等事業費補助金」により、私立幼稚園の運営に必要な補助を行っているが、今後、少子化が大幅に改善することは期待できず、私立水窪幼稚園の運営継続が困難になりつつあると考えられる。そのため、水窪地域の就学前教育について、地域住民からの要望にも応えるべく、これまでどおり私立水窪幼稚園を補助する立場を継続するのか、若しくは、市の事業として実施している「保育ママ事業」等の他の事業へ移管することができないのかなど、持続性のある就学前施設の提供に向けて、総合的な観点から市として積極的に検討していくことが望まれる。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	水窪幼稚園は、水窪地域唯一の就学前施設として、地域住民から存続が望まれており、中山間地域においても等しく幼児教育を受けることができる環境を整える必要があります。 「保育ママ事業」は、一時預かりとしての利用が多く、幼稚園の代替としての利用は困難です。補助の継続については、毎年度、在園児や就園希望者の状況により判断してまいります。	○	令和4年度

No.31

監査内容

報告書の頁 95

指摘	ウ 私立幼稚園教育振興等事業費補助金 交付額算定資料の誤りについて 私立幼稚園教育振興等事業費補助金を交付するにあたり、幼稚園から実績報告書の提出を受け、市が、補助金交付要綱の規定に基づいた算定資料により、交付額を決定している。当該算定資料の中で、幼稚園から提出された実績報告書に記載された決算額2,340,000円を転記すべきところ、予算額2,550,000円を転記しているものがあった。結果的に補助金交付額に誤りはなかったが、補助金交付額の算定に当たっては、誤りを防止するため、幼稚園から提出された実績報告書から転記しやすい算定資料のフォーマットの工夫や適切なチェック体制を整えることが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	交付額算定資料を作成するにあたり、確認体制を見直し、担当者のみではなく、副担当等複数のチェックを実施することにより、金額誤りの防止を図ることとしました。	◎	令和4年度

意見	エ 教員等確保対策費助成の実施の検討について 市以外が設置又は実施する認定こども園、保育所、地域型保育事業及び企業主導型保育事業（以下、「私立保育所等」という。）においては、保育士を確保するべく、保育士が働きやすい環境を整備し、就業継続を図るとともに、保育士の市外流出を防ぎ、本市への定住を促進していくことを目的として、「浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱」にて、補助事業者が雇用する保育士用の宿舎（賃貸マンション、アパート等）の借り上げを行う場合に、その経費の一部を補助している。 一方、私立幼稚園においては、同旨の補助金はないが、「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」において質の高い教育・保育の提供するための取組みとして「保育教諭、保育士の確保」の中で「市は、保育士等が継続して働き続けられるよう、保育士等の処遇や労働環境等の向上を図るための支援を行います。」としている。 また、浜松市私立幼稚園協会からは、私立幼稚園が必要な幼稚園教諭を確保するため、幼稚園教諭が働きやすい環境を整備し、就業を図る観点で住宅手当の助成についての要望書が提出されているとのことである。 以上より、私立保育所等との公平性及び現場からのニーズにこたえるべく、私立幼稚園においても同旨の補助金の設定を検討することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	預かり保育事業を実施する私立幼稚園が雇用する幼稚園教諭等の働きやすい環境を整備し、人材の確保を促進するとともに就業の継続及び離職防止を図るために、幼稚園教諭用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業の創設について、国への要望を全国市長会へ提案しました。また、市においても、補助金創設を検討してまいります。	○	令和4年度

No.33

監査内容

報告書の頁 95

指摘	オ 子育て支援事業業務委託・私立幼稚園家庭教育推進イベント業務 委託事業完了報告書及び委託事業収支決算書の記載について 本委託業務終了後に受託者から出された委託事業完了報告書において、事業内容は「親子ふれあい遊び等の製作とWEB配信」とあり、参加人数は「約10,000人」、事業の成果および意見要望等には、「コロナ感染拡大防止のため、会場に集まっていたイベントは開催できなかったが、WEBを使って親子で触れ合う遊びを紹介することができた。コロナ禍で家庭での過ごし方を提供するうえでも効果があったと思う。」との報告がなされている。 また、同時に提出された委託事業収支決算書において、支出の部の金額が、委託料である収入額と同額が記載されている。委託料の水準を考慮して支出項目を決定し業務を行っていることは合理性があるが、同額というのは考えにくく、委託料である収入額に合わせて作成されていることが考えられる。 業務委託契約書において、委託者（市）は、業務完了報告書等を受理したときは、当該契約書の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを検査し、検査に合格した場合には、業務委託料の支払いを行うとあり、受託者の業務の内容を検査する必要がある。 そのため、市は、委託事業が仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを確かめるために、委託事業完了報告書に記載される事業内容について仕様書等に定める内容等に照らして記載させる、参加人数はWEBであればアクセス数が明確になるためその数値を求めるべきであり、また、事業の成果においては、受託者の主観的なコメントではなく、参加者にアンケートを実施し、満足度・要望等を収集することで次のイベントの改善につなげるなど、委託事業完了報告書の記載の充実を求める必要がある。さらに、支出額の記載が、委託収支ゼロにすべく収入額と同額にするという暗黙のルールにより形骸化している場合には、委託業務の内容と規模を正確に把握することができず、適切な検査ができない虞があることから、支援委託事業収支決算書の記載を正確にさせるよう指導する必要がある。
-----------	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	委託事業完了報告書において、受託者の業務内容を適正に検査するために、仕様書等に定める内容等に照らして記載するように指導しました。 また、委託業務の内容と規模を正確に把握するため、イベント当日の入場者数を記載するなど委託事業完了報告書の内容を改善しました。あわせて、委託事業収支決算書についても収支ゼロにすることなく、マイナスであっても実際の支出額を記載するなど内容を改善しました。 なお、委託事業の成果は、委託事業完了報告書により検査することが適当と判断し、収支決算書については、今後、提出を不要とするよう検討してまいります。	◎	令和4年度

No.34

監査内容

報告書の頁 96

指摘	カ 子育て支援事業業務委託・子育て支援事業業務 委託事業費収支決算書の記載について 子育て支援事業業務委託・子育て支援事業業務は、子育て支援事業実施要項において「少子化や核家族化が急速に進展し、子育てに不安を持つ親が増加している中で、子育て支援の、より一層の充実が強く求められていることから、家庭教育に関する学習機会の充実や子育て支援を目的とした事業の実施に取り組むこととする。」と趣旨が定められているほか、委託内容及び事業の開催に必要な費目についても定められている。 当該委託事業は各私立幼稚園が実施することになるが、実施後に各園から提出される委託事業収支決算書が、すべての園で支出の部の金額の合計と委託料である収入額が同額になっている。実際の支出は、上述の必要な経費に記載のとおり多岐にわたり、消費税込みの金額もあることから、すべての園で委託料である収入額と同額であることは考えにくく、実際の支出額ではなく、委託料である収入額と同額となるように作成されていると考えられる。 業務委託契約書には、委託者（市）は、業務完了報告書等を受理したときは、当該契約書の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量に適合しているかを検査し、検査に合格した場合には、業務委託料の支払いを行うとあり、受託者の業務の内容を検査する必要がある。 そのため、支出額の記載が、委託収支ゼロにすべく収入額と同額にするという暗黙のルールにより形骸化している場合には、委託業務の内容と規模を正確に把握することができず、適切な検査ができない虞があることから、支援委託事業収支決算書の記載を正確にさせるよう指導する必要がある。
-----------	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	委託事業完了報告書において、受託者の業務内容を適正に検査するために、仕様書等に定める内容等に照らして記載するように指導しました。 また、委託業務の内容と規模を正確に把握するため、収支ゼロにすることなく、マイナスであっても実際の支出額を記載するなど委託事業収支決算書の内容を改善しました。 なお、委託事業の成果は、委託事業完了報告書により検査することが適当と判断し、収支決算書については、今後、提出を不要とするよう検討してまいります。	◎	令和4年度

No.35

監査内容

報告書の頁 100

意見	ア 長期的な修繕計画、施設整備計画について 老朽化が進んでいる市立保育所については、長期的な修繕計画、施設整備計画を策定し、長期的な施設の利用可能性を高めていくことが必要である。浜松市は、平成29年に「浜松市公共建築物長寿命化計画」を策定しており、「浜松市公共建築物長寿命化計画」は、『「浜松市公共施設等総合管理計画」及び「浜松市公共建築物長寿命化指針」に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と市民への安全で快適な建築物の提供を目的』としている。 改修を計画的に行い、長期的な財政負担の軽減・平準化をするのであれば、個別施設について、数年（2～4年）ごとに区切り、どの施設においてどの部位を（たとえば、「屋根」、「外壁」、「機械設備」、「電気設備」、「大規模改修」、「その他」などの分類が考えられる）修繕するかの計画を立案し、大まかにかかる経費を見積もっておくことが必要である。しかし、現状は施設ごとに大まかに修繕の優先順位をつけるのみでそのような計画を立案していない。改修を計画的に行い、長期的な財政負担の軽減・平準化するためにも、具体的な修繕計画の立案が必要と思料される。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」を踏まえた修繕計画及び整備計画を立案します。		措置対応中

No.36

監査内容

報告書の頁 101

意見	イ 適切な事業指標の策定について 市立保育所管理運営事業では、事業の指標として、園内外職員研修の参加延人数、施設長寿命化工事の実施が掲げられている。このうち、園内外職員研修の参加延人数に関して根拠となっているのは、過去の研修の受講実績であり、過去の受講水準を維持することが目標とされている。しかし、職員の研修受講によりどの程度保育水準の維持向上に役立っているかの効果は不明である。また、市立保育所の保育環境の充実に資しているかどうか判定可能な指標や、施設長寿命化工事の指標に関して根拠となっているのも、あくまでも計画数である。事業自体の良し悪しを判定し次年度の政策に生かしていくことのできる指標を検討することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	園内外職員研修の指標については、研修参加により達成されるであろう保育士の資質向上を把握するため、研修参加後に回収するアンケートを集計し、職員の満足度を測定しました。 施設に関する指標については、令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき立案する予定の「施設の修繕等に関する計画」を策定する中で、事業自体の良し悪しを判定し、政策に生かすことのできる指標の設定について検討します。		措置対応中

No.37

監査内容

報告書の頁 101

意見	ウ こども園化の要否に関する政策上の検証について 浜松市においては、公立の幼児教育・保育施設は全て保育園又は幼稚園のいずれかで、公立こども園は存在しない。 平成27年時点においては、どちらかという、幼稚園の再編という文脈でこども園化が検討されていたが、待機児童ゼロを達成した浜松市において、今後の少子化と効率的な行政運営という観点から、全体としての供給過多による非効率な運営につながらないように、早々に手を打つ必要がある。また、子ども・子育て支援新制度が施行された当初とは異なり、他自治体でのこども園化移行後の実績も多く積み重なっている。それらの情報も踏まえ、長期的に効率的な保育サービスを維持できるような政策立案をする必要がある。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」において、市立幼稚園・保育園の認定こども園化に関する基本方針を、以下のとおり明記しました。 ・ 地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、認定こども園への移行が合理的と判断した場合には、既存の市立幼稚園・保育園の「認定こども園化」を検討します。 また、同方針に掲げたスケジュールを踏まえ、市立認定こども園化の検討、選定、効果・課題の検証を進めます。	○	令和5年度

No.38

監査内容

報告書の頁 102

意見	エ 福祉サービス第三者評価への対応について 浜松市では、福祉サービスの向上のため、「静岡県福祉サービス第三者評価事業」による第三者評価を受けていた。過去5年以内の評価において、改善を求められた際は、評価結果を施設と共有するのみで、他の園でも同様の事例がないか調査を行ったり、改善状況について文書化及びモニタリングを行ったりといった対応をしていなかった。 今後、何らかの第三者評価を受けた際には、その結果を最大限に活用するため、改善を求められた事項に対する対応結果の文書化を含めた、対応手順の標準化が必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	第三者評価を受ける際は、事前に評価結果に対する対応方法を定めるなど、対応手順を標準化したうえで臨みます。	○	令和4年度

No.39

監査内容

報告書の頁 103

指摘	ア 適切な「事業の指標」の設定について 市立幼稚園運営事業には事業の指標が設定されておらず、活動又は成果を客観的に評価することが困難な状況であると考えられることから、適切な事業の指標を設定すべきである。 当該事業の目的は、「園児が安心して学べる環境づくりを図ること」である。したがって、市内60園の市立幼稚園を適正に管理・運営することによる「園児が安心して学べる環境づくりを図ること」の達成度合いが把握できるような仕組みを検討し、達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討すべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	物品購入や備品・建物修繕等による「安心して学べる環境づくり」の達成度合いが把握できるような指標の設定を検討します。		措置対応中

No.40

監査内容

報告書の頁 104

意見	イ 物品検査のフォローアップについて 幼稚園における物品の適切な管理を図るため、「浜松市物品管理規則第44条～第49条」及び「浜松市物品管理の検査等に係る要領」に基づき物品検査が実施されている。各幼稚園に対して3年に1度の実地検査をローテーションにより実施しており、実地検査対象外の幼稚園についても、備品台帳及び備品配置図を提出させるとともに、年1回以上、現品との照合を行うよう指導している。実地検査時には、4つのチェック項目を基本とした抽出による検査を実施しており、リース物品やPTA等の他団体が所有する物品も対象としている。 令和2年度の検査における主な指導内容は、備品台帳の登録内容の誤りがある、備品シールが貼付されていない・剥がれている物品がある、備品配置図の記載に誤りがあるといったものであり、実地検査当日に検査員が口頭で指摘し修正を促しているが、その後適切に修正がされたことの確認はされていないとのことである。 指導事項への修正対応が確実になされるために、是正報告書を整備し、幼児教育・保育課が各園の改善状況をフォローアップできる体制を確立することが望ましい。また、検査対象外の幼稚園も含め検査結果が共有されていないが、指導事項を共有することで、自園へフィードバックすることが可能となり、各園の物品管理の精度が向上するものと考えている。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	物品検査において、指摘事項があった幼稚園に対して改善内容を確認するとともに、全市立幼稚園に対して、指摘事項等について情報提供をすることにしました。	○	令和4年度

No.41

監査内容

報告書の頁 105

指摘	ウ 寄附物品受入に係る事前協議書の作成について 幼稚園において寄附の受入を行う場合は、寄附物品受入伺書及び寄附物品報告書を幼児教育・保育課へ提出することとされているが、事務マニュアルにおいて、寄附物品受入の判断資料にするため、合計金額が5万円以上のものについては、寄附物品受入伺書を起案する前に事前協議書を幼児教育・保育課へ提出することとされている。 寄附物品受入伺書、寄附物品報告書及び事前協議書の綴りを閲覧したところ、合計金額が5万円以上の寄附物品にも関わらず、事前協議書が作成されていないものが散見された。事前協議書を作成する目的は、比較的高額な寄附物品受入の判断資料にすることであり、事務マニュアルに沿った適切な運用が求められる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	事務マニュアルに従い、合計金額5万円以上の寄附物品を受け入れる際には、寄附物品受入伺書を起案する前に事前協議書を提出するなど、適切な運用をするよう全園に通知しました。 また、園から寄附物品受入書が提出された際のチェックにより、事前協議の漏れがないよう対応してまいります。	◎	令和4年度

No.42

監査内容

報告書の頁 105

指摘	エ 園における現金管理について ある幼稚園の現地視察をした際に現金を保管するキャビネット内を確認したところ、不明金が210円発見された。210円のうち100円は園児による拾得金、110円は数年前に職員の親睦会の廃止に伴う余剰金の可能性があるとのことであるが、過去のことであり詳細は不明である。 また、他の課による定期監査等において現金関係の確認は実施しているものの、幼児教育・保育課は実施していないとのことである。物品検査で園に訪問する際に、貴重品を保管する金庫や鍵付きキャビネット内の実査を実施すべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	会計課が行う出納事務検査に加え、令和4年度から幼児教育・保育課による物品検査の際に、現金管理に関する聞き取り調査を実施するとともに、現金や貴重品を管理する金庫等を確認することにしました。	◎	令和4年度

No.43

監査内容

報告書の頁 105

意見	オ 公用車の保有について 幼稚園における公用車の保有は、利用実績は非常に少ないこと、保有していることにより修繕費等の経費がかかること、及び公用車を保有しない園との公平感を保つためにも、給食の運搬用として必要な西気賀幼稚園、大崎幼稚園及び舞阪幼稚園を除いて公用車を廃止するのが最良な選択であると考えられる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和4年度に高台幼稚園、金指幼稚園、伊平幼稚園、伊目幼稚園、引佐北部みさと幼稚園の公用車を廃止し、令和5年度も5月に奥山幼稚園、引佐幼稚園、舞阪幼稚園の公用車を廃止しました（舞阪幼稚園は休園に伴う廃止）。そのため、現在、公用車を保有している市立幼稚園は、西気賀幼稚園と大崎幼稚園の2園となりました。	○	令和5年度

No.44

監査内容

報告書の頁 106

指摘	カ 市立幼稚園の園庭の無償貸付について 市立幼稚園の園庭を、地域の自治会に対して無償で貸付をしている事例がある。園庭は行政財産に該当し、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」（浜松市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条、第4条の2）目的であれば、無償又は時価よりも低い価額で貸付けることができるとされている。この場合、借主は行政財産使用許可申請書（浜松市公有財産管理規則第9条）を提出し、市は当該申請に係る行政財産の使用を許可するか否かの決定をするものとされている（行政財産の使用許可に関する事務処理要領 第3条、第4条）。 本事例に関しては、行政財産使用許可申請の提出はされておらず、幼稚園開園当時から地域の自治会が集会目的又は子どもの遊び場として使用してきたという経緯があるようであるが、詳細な経緯は明らかではない。また、使用範囲も明確ではなく遊具や水道等の備品も使用されているとのことである。仮に当該園庭内で事故が発生した場合には、市の管理責任が問題となる可能性も大いにあると考えられる。 地域密着の園ということからは認められるべき事例であると考えられるが、一方では定められた手続きを経ずに例外を認めてしまっていることも事実である。慣例的に認めてきた事実流されることなく、定められた手続きを経て園庭の使用を許可するか否かの判断を実施する必要がある。
-----------	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	地域の自治会等が園庭を目的外使用していた園においては、令和4年度から相手方から行政財産使用許可申請書を毎年度提出していただき、審査のうえ、適正と判断した場合には許可することにしました。併せて申請書の提出の際には、園庭利用に関するルールについて、申請者と園で確認することとしています。 なお、他園において同様の事例がないか確認するため、令和4年度に全市立幼稚園を対象に調査を行いました。同様の事例はありませんでした。	◎	令和4年度

意見	キ 市立幼稚園各園の方向性の検討について 浜松市では、「第1期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定し、保育所等利用待機児童対策等、子どもや子育て家庭に対する様々な施策を推進し、課題解決に取り組んできた。令和3年4月1日現在の浜松市における保育所等利用待機児童数はゼロとなり、一定の成果が認められるところである。 その一方で、浜松市立幼稚園の利用児童数は近年大幅に減少してきている。この原因としては、中山間地域における園児数が減少したこと、各家庭のライフスタイルに変化が生じ就労等による保護者の保育ニーズが高まったこと、新制度導入時に保育料を保護者の所得に応じた応能負担としたことによる公立離れが加速したこと等が考えられる。地域によって若干のばらつきが見られるものの、市全体としての定員充足率は50%を割り込んでおり、直近7年間で利用園児数は半分以上となっている。 利用園児数の減少により空き教室も増えており、限られた人員による園舎等の維持管理にも限界が生じている園もある。適正な規模での集団教育が困難となっており、複式学級や他園との積極的な交流を実施してはいるものの、園児にとって望ましい教育環境の整備という観点からも疑問が残る。 将来の人口減少の先には施設の供給過多がますます進むことが見込まれ、市立幼稚園のニーズに関する社会環境も変化してきている。浜松市は広大な面積を有することが特徴であり、都市部又は中山間地それぞれにおいても抱えている課題や求められる施策には差異があるであろう。このような環境の中、全市域一律の基準ではなく、地域性等を考慮しながら、各園の方向性について検討をする必要がある。 また、浜松市には市立の認定こども園が存在しない。認定こども園は、地域の子育て支援の拡充を図ることができる、教育・保育ニーズの両方に柔軟に対応できるという利点がある。各園の方向性を検討する過程で、市立幼稚園と市立保育園の再編による「認定こども園化」を図ることが選択肢の一つになると思料される。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」において、市立幼稚園の今後の方向性（考え方）について、以下のとおり明記しました。 ○適正な規模での集団教育 ・1学年（3歳児以上）15人以上の園児の確保を目指し、統廃合などを検討します。 ○全市域一律の基準ではなく、地域性等を考慮 ・保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、統廃合が必要とされる場合には慎重に検討を進めます。 ・中山間地域の市立園は、地理的要因や過去の統廃合などの状況を考慮するとともに、統廃合検討開始の目安（2年続けて「5人未満」になったとき）に該当した場合においても、在園児がおり、園存続の要望がある場合には、保護者や地元自治会などとともに園のあり方について検討します。 ○認定こども園化 ・幼稚園の認定こども園化は、保育需要や私立園の需給状況を十分に検証し慎重に検討します。	○	令和5年度

意見	ク 市立幼稚園の再編について 市立幼稚園は大変厳しい状況に置かれているが、一方で、平成27年3月の新制度移行前に、市は将来の厳しい事業環境を予見したうえで、市立幼稚園の再編計画を策定し全区の区協議会に対し諮問している経緯がある。 多くの区協議会から再検討を要する旨の答申を受け、市は、再編計画を取り下げた後、保護者、地域住民、関係者に十分な説明を行い、理解と協力を得たうえで、平成28年3月に古人見幼稚園、平成29年3月に城西幼稚園及び鏡山幼稚園をそれぞれ閉園し、現在の60園体制としている。現在も、少人数園については、地域からの要望を吸い上げるとともに、地域の人口推計や当該園の入園見込人数を把握し、現状や課題についてコミュニケーションを進めているところである。 施設の老朽化が進行しており、限られた資源の中で安全安心な教育施設を提供するため、何より、浜松市の将来を担う子どもたちへの幼児教育・保育環境の向上のためにも、市立幼稚園の再編は避けては通れない課題である。 なお、中山間地域については、少子化の進行が顕著であること、民間事業者の進出が少なく代替施設が限られること、通園に対する負担が過度に大きくなる園児が存在すること、園がコミュニティの場所となっていること等、特有の課題があげられる。市立幼稚園が公共としての役割を担っている以上、地域性を十分に考慮したうえで再編計画の検討を進めることは当然のことであろう。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」において、市立幼稚園の再編の方向性について、以下のとおり明記しました。 ○市立幼稚園の再編 ・1学年(3歳児以上)15人以上の園児の確保を目指し、統廃合などを検討します。 ・市立幼稚園・保育園の中から、園児数や施設の状況などを踏まえ「拠点園」を設定します。 ○地域性を十分に考慮したうえで再編計画の検討 ・中山間地域の市立園は、地理的要因や過去の統廃合などの状況を考慮するとともに、統廃合検討開始の目安(2年続けて「5人未満」になったとき)に該当した場合においても、在園児がおり、園存続の要望がある場合には、保護者や地元自治会などとともに園のあり方について検討します。	○	令和5年度

No.47

監査内容

報告書の頁 111

意見	ケ 浜松市の幼児教育・保育のビジョンの策定について 浜松市における幼児教育・保育環境の現状をまとめると、対処すべき課題として、都市部（選択肢が複数あるエリア）においては、 ・市立・私立を合わせた全体としての供給過多。 ・市立幼稚園施設の老朽化に対応する計画的な保全。 中山間地域（選択肢が限られるエリア）においては、 ・さらなる小規模化による集団での学びの機会の減少。 ・市立幼稚園施設の老朽化に対応する計画的な保全。 が挙げられる。 今後さらに少子化が進行すること、施設の老朽化に対応する保全が必要となることが想定されるが、現在抱える課題に対応する中長期的なビジョンの策定が必要である。市立幼稚園の老朽化に対する保全については、各施設の将来ビジョンがなければ、改修・修繕・現状の維持管理のいずれかを実施していくかの方向性の決定は不可能である。また、市立・私立を含めた市全体としての供給量の決定、社会環境の変化によるニーズや課題の的確な把握等、行政機関としての役割が今後ますます求められるであろう。 私立、市立を含めた市全体としての高品質で安心安全な幼児教育・保育の実現を図るため、都市部・中山間地域が抱える課題へ適切に対処するためにも、市全体のビジョンの策定が急務である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	私立園との連携などを含め、市全体のビジョンを示す「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」を策定し、令和5年6月から施行しています。	○	令和5年度

No.48

監査内容

報告書の頁 114

意見	ア 事業の指標の最適化について 令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育無償化関連事業は、国制度に基づくもので、幼児教育・保育の無償化に伴い、地方自治体職員の事務負担は増加したが職員数が限られている中においては、当該事務を効率的に行うことが課題と思料される。 そのため、職員の事務負担を軽減し効率化に努めるとともに当該事業の指標として、「幼児教育・保育無償化関連事業に係る事務の効率化」など、実務面での成果目標を掲げることが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	これまで園宛ての通知は、公印を付した書類を郵送していましたが、全庁的に取り組む「書面規制、押印等見直し指針」に則り、公印を省略したデータをメールで送付する運用に変更いたしました。また、園からの提出書類についても、窓口への持参や郵送から関係者しか閲覧できないインターネット上のセキュリティスペースに格納してもらう運用に変更するなど、ペーパーレス化の推進により事務の効率化を図りました。これらの取り組み等により、令和4年度においては、前年度と比べ時間外勤務時間を削減いたしました。 なお、令和5年度から新たに「幼児教育・保育無償化関連事業に係る事務の効率化」を事業の目標指標として設定しました。今後も、本指標に基づき、引き続き事務の効率化に努めてまいります。	○	令和4年度

No.49

監査内容

報告書の頁 114

意見	イ 業務マニュアルの作成について 幼児教育・保育無償化関連事業の業務の効率化を図り費用を削減することを指標とするには、その前提として業務マニュアルを作成する必要がある。 現在、事務作業の具体的な業務マニュアル等の作成はされていない状況にある。そのため、特定の職員しか知り得ない業務が存在する属人化の状況を生み、担当者の突然の欠如や交代が生じた際に、無駄な手間や時間がかかる恐れがある。 徹底した業務マニュアルの作成により業務の属人化を防ぐことができるほか、業務の洗い出しにより無駄な業務の見直しや効率化を実現でき、ひいては職員のワーク・ライフ・バランスの実現にもつながると考える。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	業務の洗い出しを行い、業務フローを見直すことで無駄を省いた業務の効率化を進めています。また、具体的な業務マニュアルを作成し、マニュアルの内容や事務の詳細を職員間で共有しました。	○	令和4年度

No.50

監査内容

報告書の頁 115

意見	ウ 幼稚園等のシステムへのアクセス権限について 認可外保育施設等の無償化においては、幼稚園に通っているか否かで月額上限額が変わってくる。そのため、市は利用者からの申請時に幼稚園に通っているか否かの確認が必要となる。しかし、現状は当該手続きの担当部署において管轄が異なるため幼稚園システムにアクセスする権限がなく、事務手続上、不便が生じており、幼児教育・保育の無償化に係る業務の円滑な執行の妨げになっている状況がある。 事務負担の軽減のため、無償化手続きに必要な情報について、アクセス権限を付与する等の対応をが望まれる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和4年4月から無償化に係る業務を、幼稚園等のシステムにアクセス権限のある無償化事業グループへ集約したため、認可外施設等についても幼稚園等のシステムによる管理が可能となりました。	○	令和4年度

No.51

監査内容

報告書の頁 118

意見	ア 市民ニーズの把握について 病児・病後児保育事業は潜在的なニーズが高い事業であると考えられる。現在、空白地帯となっている西区に新たに事業を行う事業所を令和4年度に向けて募集予定であるが、募集に際しては、そもそも地域ごとに病児・病後児保育事業に関する認知度がどの程度あるのか、また、ニーズがどの程度あるのかといった調査や、他自治体の利用実績の調査なども必要であるとする。過去に実施した「第2期子ども・若者支援プラン」作成時のニーズ調査の結果等を踏まえて、保護者の子育てと就労の両立を支援するための最適な病児・病後児保育事業のサービス提供水準の政策決定に役立てることが望まれる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和4年11月に政令市に対し、病児保育事業の取組に関する調査を実施しました。他市の取組を参考にし、利用者の利便性向上及び事業の利用率向上を目的に、令和5年10月から病児・病後児保育の利用空き状況の公開を子育て情報サイトぴっぴにて開始しました。 また、「次期子ども・若者支援プラン」策定に向けて令和5年度に実施するニーズ調査にあわせて、病児保育事業に対するニーズを把握していきます。	○	令和5年度

No.52

監査内容

報告書の頁 118

意見	イ 廃止された事業所の検証について 病児・病後児保育事業に関しては、事業所の入れ替わりが多く、撤退した事業所が複数存在する。 特に西区においては、現在も病児・病後児保育事業を実施している事業所が存在しない。保護者の子育てと就労の両立を支援する観点からいえば、可能な限り撤退を抑止することが望ましい。そのためには、撤退した事業所の撤退要因の分析と再発防止策の策定が必要であるが、撤退した事業所に関する検証が行われていない。今後の事業所の撤退を抑止し、安定的にサービスを提供するためにも、撤退要因の分析と再発防止策の策定を行うことが必要である。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	撤退した事業者へ聞き取り調査を実施し、利用実績が少ないことが要因であることが判明しました。また、撤退した事業者の共通事項として、事業種別が、病後児保育事業であることが分かりました。さらに、近年の利用実績では、病後児保育事業は、病児保育事業に比べニーズが少ないことが分かっています。一方で、病児保育事業は一定程度のニーズがあります。これらのことから、今後は、病児保育事業を実施する事業者を優先した整備を行います。また、数年間の事業意向調査を実施することで安定したサービスの提供に努めます。	○	令和4年度

No.53

監査内容

報告書の頁 118

意見	ウ 改善分の事業所からの報告に関する指導の必要性について 改善分の支給にあたっては、実績報告書の提出をもって、事業の実施としている。 改善分は、「病児・病後児保育事業仕様書」によれば、「利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に加算」とされているものであり、令和2年度は、すべての事業所が受給しており、14,602,000円が支出されている。 しかしながら、どの程度の情報提供や巡回支援を求められているかが明確ではなく、周知による利用率向上の検証もされていないし、事業所に対してそれを求めているもない。 市としては、保護者の子育てと就労の両立を支援するために、利用周知を図る必要があるため、例えば、市が定期的に認知度調査を行うなど、情報提供や巡回支援の効果検証を適切に実施することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	病児・病後児保育事業の利用実績を調査した結果、令和4年度の利用実績が、コロナ前の令和元年度と比較して76%まで回復したことや、令和5年度前期において、令和元年度を上回るペースの利用実績であることが分かりました。 これらは、事業者が実施する、利用者の少ない時期における情報提供や巡回支援の効果によるものと捉えています。 今後も定期的に利用実績を調査して、情報提供や巡回支援の効果検証を行います。	○	令和5年度

No.54

監査内容

報告書の頁 120

意見	エ 体調不良児対応型保育の導入の必要性について 浜松市では、委託事業として、病児対応型と病後児対応型を実施しているが、病児・病後児保育事業の一部である体調不良児対応型の委託事業の導入は検討していない。現状では、登園後に発熱など体調を崩した利用者がいた場合には、保護者に連絡し、送迎を依頼する運用がなされているが、保護者の子育てと就労の両立を支援する観点からは、遠方への営業活動や日帰り出張ができなくなるなど、就労に対する阻害要因となりかねない。厚生労働省の公表資料においても、体調不良児対応型の事業所数は伸び続けており、ニーズの高さを伺い知ることができる。浜松市においても、体調不良児対応型保育を委託事業として導入するかどうか検討をすることが望まれる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	「体調不良児対応型」保育事業の対象者は、通所中に体調不良となった児童であり、利用者が限られることや職員配置の面では、看護師の配置が病児・病後児対応型に比べ厳しい条件となるため、人材確保が課題となります。 本市では、子ども・若者支援プランに基づき、病児・病後児保育事業を配置バランスを考慮して整備し、令和5年度からは、病児・病後児対応型の事業所が1箇所（定員6人）増える予定です。当該事業の委託について検討しましたが、現状の体制で、体調不良児のケアも十分できていることから、今後ニーズの高まりは予想されるものの、現時点では導入の必要はないと判断しました。	○	令和4年度

No.55

監査内容

報告書の頁 122

意見	ア 適切な「事業の指標」の設定について 本事業には事業の指標が設定されておらず、活動又は成果を客観的に評価することが困難な状況であると考えられることから、適切な事業の指標を設定することが望ましい。 当該事業の目的は、「教育環境の整備」と「連絡調整業務の円滑な事務処理」であるから、市立幼稚園の施設管理に要する清掃・点検等の実施や園用地の土地借上、幼稚園の施設間の文書運搬を行うことによる「教育環境の整備」と「連絡調整業務の円滑な事務処理」の達成度合いがより明確に把握できるような仕組みを検討し、「教育環境の整備」の達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	「連絡調整業務の円滑な事務処理」の目的に対し、「業務委託により適切な文書等連絡が行わた施設の割合」を令和5年度から指標として設定しました。 「教育環境の整備」については、施設管理を担当する職員による施設点検などの際、園長から施設管理の状況や要望などを聞き取り、達成度の把握に努めることにしました。	○	令和4年度

No.56

監査内容

報告書の頁 122

意見	イ 借地料の減額について 園舎底地や園庭等を借地で調達している市立幼稚園について、年額借地料及び標準貸付額を比較すると、全ての園において、年額借地料の方が標準貸付額より金額が大きいことがわかる。このうち、北浜北幼稚園に係る借地契約については、平成27年度及び平成28年度にそれぞれ10万円の減額を実施しているが、他の園に係る借地契約については交渉を実施しているものの、減額は達成できていない。 借地料は平成17年7月の市町村合併前の金額を従前から引き継いでいるものであるが、地権者の理解を得て、適切な賃借料への変更を実施されたい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	「浜松市借上げによる公共施設の敷地の管理及び保全に関する要綱」に基づき、契約額が標準貸付料と比較して高額な契約については、毎年度、地権者と交渉していますが、合意に至っておりません。 今後も、適宜、地権者との調整を行い、適切な賃借料への変更に努めます。	—	令和5年度

No.57

監査内容

報告書の頁 123

指摘	ウ 幼稚園施設の施設点検について 各幼稚園の施設・設備に関して、不具合が生じている案件の把握や施設の安全点検として、「12条点検（委託による法定点検）（年1回）」、「施設パトロール、補修調べ（年1回）」、「園で実施する施設点検（毎月）」を実施している。 幼稚園の現地視察をした際に、雑庫の鍵が破損している事例が発見された。当該雑庫は中で園舎とつながっていないが、防犯上非常に大きな問題があるため即座に修繕し、扉の修繕は完了した。 当該園においても施設点検は毎月実施されており、鍵の破損について園では把握していた。しかし、点検で使用するチェックリストには鍵の破損について記載はされておらず、幼児教育・保育課へ報告もされていなかった。応急処置で対応できた、園児が直接活動する場所ではないという理由で園では特段問題にしなかったようであるが、速やかに修繕すべきであった。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	施設管理を担当する職員による施設点検などの際、園長に施設の不備等について聞き取りを行い、併せて、園における点検が適切に行われていたかについて確認します。 また、施設に異常がある場合には、速やかに修繕等を行うよう努めています。	◎	令和4年度

意見	ア 施設整備対象施設の選定について 市立幼稚園の施設の整備・補修を行うか否かの判断は、「浜松市施設分類別計画（令和2年8月）」に基づいて行われている。市立幼稚園については築年数が大規模改修の目途である40年を経過した施設が多く、今後、老朽化に伴う不具合箇所の顕在化や施設の維持に係る経費の増大が見込まれている。加えて、将来的には浜松市は人口減少に伴う幼稚園の需要の縮小により市立・私立を合わせた教育・保育施設の供給過多が見込まれる。幼稚園は非常に重要な就学前施設であるということから、今後見込まれる子供の数の減少に対しては、幼児教育の質を確保しつつ、広い市域を持つ本市全体のバランスを考慮して、施設の分類化を決定していく必要があるが、現状は、施設の整備状況につき明確な指針が決定していない状態となっている。
	このように、市立幼稚園については全ての園において存続ならびに廃止といった方針整理が出来ておらず、現状維持並びに検討中に留まっており、施設の分類化が実質的に行われていない。整備・補修の優先順位や対象施設を決めたうえで事後保全を行っている状態と言える。 存続・廃止の方針については、平成26年の『子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園再編について』が多数の区協議会から再検討を要する旨の答申を受け、再検討をする運びとなって以降、対応策の実施が出来ておらず先に進んでいないのが現状であり、それに伴い整備方針も明確な指針がない状態となっている。 令和3年4月1日現在の保育所等利用待機児童がゼロとなったことで、浜松市が保有し運用すべき教育・保育施設の数や設備状況の水準がある程度明確になったと考えられる。 地域性を意識した今後の浜松市の子供の数の減少を予測・分析し、保護者ならびに教育関係者との情報交換・協議を行うことで、市立幼稚園の将来像を明確にすることが望ましいと考える。そして、この点が明確になることで市立幼稚園の整備方針が固まっていき、整備・補修の計画を立てていくことが可能となる。当該計画は概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、次回の見直しの際には前述の市立幼稚園の将来像を反映させた整備方針を決定することが望ましい。

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき立案する予定の「施設の修繕等に関する計画」を策定する中で、施設整備方針についても検討します。		措置対応中

意見	イ 整備事業の実施計画の策定について 市立幼稚園施設整備事業の事業目的は、施設の補修工事を行い園児の学習環境の維持・改善を図ることであるから、積極的に整備事業の長期的な修繕計画、施設整備計画を立てることが望ましい。市立幼稚園からの要請に基づき、整備・補修の実行を行っている現状の方法では、年に一度情報収集を行うものの、各園側からの視点が中心となり、当事業として「事業目的」に照らして整備・補修をどのような指標で行って行きたいのかという積極的な目線が不足している。このような方法となっている要因は、整備対象施設の選定が機能的に成されていないことにある。整備対象施設の選定を進めていくことで、長寿命化を進める施設については積極的に整備計画を立案し、そうでない施設については事後保全を行うことで、事業目的に沿った長期的な修繕計画、施設整備計画を立てることが可能となり、精緻かつ適切な予算を策定することが可能となる。 年度が始まる前に整備・補修に関する実施計画を策定することによって、事前に補修を行う際に発生する費用を把握できれば、予算を申請する際に精緻な数値を作成でき効果的・効率的な予算策定が実施できる。加えて、仮に当初の想定以上に整備・補修の案件が発生した結果、追加の予算が必要となった場合においても、事前の想定と、実際の事象との比較を行うことができるため、追加予算の申請の際に説得力を持たせた申請が可能となる。 また、緊急性が高くなってから整備・補修する場合、対応の緊急性から通常時よりもコストがかかることも想定される。現状、その実態そのものを把握できている状態ではないが、どのタイミングで整備・補修を行うのが一番無駄なく効果的に実施できるのかを把握するためにも、事前の発生コストの管理は適切な事業費の執行に資すると考えられる。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき、施設の修繕等に関する計画を検討します。		措置対応中

No.60

監査内容

報告書の頁 128

意見	ウ 事業の指標の再検討について 現在の市立幼稚園施設整備事業における事業の指標は、「施設長寿命化工事の実施(累計)」となっているが、あくまでも計画数値である。 市立幼稚園整備事業としてメインの事業となっている整備・補修に関する指標を、事業自体の良し悪しを判定し次年度の政策に生かしていくことができるよう、施設整備の実施計画を立てることで設定をする等、本事業で計画・実施・フィードバックまで完結できるような指標となるよう検討することが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき立案する予定の「施設の修繕等に関する計画」を策定する中で、事業自体の良し悪しを判定し、政策に生かすことができる指標の設定について検討します。		措置対応中

No.61

監査内容

報告書の頁 130

意見	ア 研修制度の見直しについて 幼稚園教諭を対象とした研修の実施については、主として学校教育部教育センターが所管しているが、本事業においては研修参加に係る経費を支出している。 令和2年度においては当業務にかかる予算のうち30%が執行されることがなかったが、その要因は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大人数で集まって行う研修や出張が行われなかったことによる経費支出の減少である。もちろん新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、集合での研修や出張を主催しない・参加しないとする市や教職員の考え方は当然否定されるものではない。 現在は、オンラインの研修等を取り入れたり、OJTを活用することで集合研修の代替を行ったりしているところではある。しかし、OJTのみでは幼稚園教諭に必要な理念や知識などを蓄積していくことには一定の限界があるため、使用しなかった予算を活用し、「学校教育部教育センター」などの他の部課とも連携をしていきながら、オンラインでの研修の更なる導入、また、オンラインによる幼稚園教諭同士の交流の場を設けるなどの幼稚園教諭が専門職として必要な研修を従前どおり享受できる環境を整える働きをしていくことが望ましい。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	幼稚園教諭の交流の場の設置については、オンラインに限らず、年齢、経験年数、役職ごとに実施される階層別研修においてグループワークなどの意見交換の場を設け、交流の機会を確保しました。 また、交流の幅を広げるために、同程度の階層に属する保育士の研修への参加を一部認めることとしました。	○	令和4年度

意見	イ 環境整備委託料の分析について 幼稚園教諭が園児とかかわる時間や専門業務の時間を確保するために、園内の清掃業務について、市のシルバー人材センターに委託をしている。 業務を委託する際の作業時間については、園に希望調査を行ったうえで前年度の実績を加味したうえで決定をし、市は、予定時間に応じた委託料をシルバー人材センターに支払っている。 現在、市では当年度の依頼必要作業時間を見積もるために、予定と実績の乖離の把握は行っているが、予算と実績の乖離の要因分析ならびに前年度との実績と当年度の園からの希望時間の乖離の分析は行っていない。要因の分析を行わないと、支払った委託業費用が適正な価格であったかどうかの検証ができない。よって環境整備委託料の金額につき、乖離の要因分析を行う必要がある。 予定時間はあくまでも各園が過年度の実態や経験から提出した希望時間をもとに算定している希望であることから、実績と乖離することは想定される。しかし、そもそもそのようにして設定した予定時間は本当に必要な時間であるのか、また、実績として提出された稼働時間がなぜ当初想定していた予定と乖離してしまったのか、を園ごとに分析を行わないことには、適正な作業時間を把握することが出来ず、委託業務が適切な時間で行われているかの判断ができない。それは委託業務に支払った費用が本当に適正な価格であったのかの検証ができていないことを意味する。支払った業務委託料が適切な金額であったのかを検証するために、園から提出されてきた希望時間が実態に即しているのかを検証する必要があるとともに、実際の発生時間がなぜ予定時間と乖離をしているのかについて検証を行うことが必要である。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年度の依頼必要作業時間の見積りにあたり、前年度の予算と実績の乖離並びに前年度の実績と当年度の園からの希望時間の乖離について要因分析を行いました。 分析の結果、いずれの乖離も認められなかったことから、前年度の委託料は適正であり、令和5年度の作業時間も適正に見積もられていると判断いたしました。 今後も、毎年度、同様の検討をすることで、委託金額の適正化を図ってまいります。	○	令和4年度

No.63

監査内容

報告書の頁 132

指摘	ウ 指標の見直しについて① 事業の指標の一つに「園内外職員研修の参加延人数」がある。当事業は幼稚園教諭が業務を遂行するために必要な費用を支出する事業であることから、指標として研修項目を取り上げることは適正である。 しかし、通常、幼稚園教諭はその専門性から年に一度は必修の研修を受講することが想定されており、指標となっている参加人数の目標と実績の乖離は幼稚園教諭総数の変動や、やむを得ない事情で研修に参加できなかった例外的事象によって影響されている。つまり、幼稚園教諭が研修に参加しているか否かは当事業の活動に影響を与えておらず目標指標として適切とは言えない。これは目標の参加人数が将来に向けて据え置きとなっていることや、「ア 研修制度の見直しについて」で示したように、出張・旅費にかかる経費が使用されなかったにも関わらず研修参加人数は大きく変動していないことから現れている。 事業シートに記載されているとおり、研修に係る負担金や旅費を支出する目的は、幼稚園教諭の資質向上を図ることなのだから、研修参加により達成されるであろう幼稚園教諭の資質向上がより明確に把握できるような仕組みを検討し、幼稚園教諭の資質向上を測定するうえで有用な指標を検討すべきである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	令和5年度から研修参加後に実施するアンケートにおいて、職員の満足度を集計することによって、より実務に役立つ効果的な研修を目指していくこととし、新たに研修の満足度を指標として設定しました。	◎	令和4年度

No.64

監査内容

報告書の頁 133

指摘	エ 指標の見直しについて② 事業の指標の一つに「障がい児在籍学級キッズサポーターの配置数」がある。キッズサポーターとは幼稚園教諭を補助する職員のことである。 現状、障がい児在籍学級キッズサポーターの配置数の目標数が毎年据え置きとなっており、意味をなしていない。キッズサポーターの人数は、その時々に応じて変動するものであり、必要だからと言ってすぐに雇用できる性質のものではないことから、人数によって正確な目標値を定めるのは困難である。また、今後数年にわたって、障がい児が何人入園するかを予想することは不可能であるため、何人のキッズサポーターを置くことが理想なのか設定することはできない。 当該事業の目標は、各市立幼稚園で必要となる人員分のキッズサポーターを適切に配置することではないかと考えるので、事業の指標は、「障がい児在籍学級キッズサポーターの配置率」とし、配置率100%を目標とすべきである。
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保運営課	この事業の目標は、各市立幼稚園で必要となる人員分のキッズサポーターを適切に配置することであるため、令和5年度から、事業の指標を「障がい児在籍学級キッズサポーターの配置率」とし、配置率100%を目標としました。	◎	令和4年度

意見	ア 事業の指標の設定について① 事業の指標として「A I を活用した保育施設入所選考の検討」が挙げられている。 これについて、市の担当課によれば従来の職員による入力作業及び入所選考事業をA I が行うことにより効率化を図ることが可能となることを指標として挙げた理由としている。しかし、本事業の概要である「新年度4月入所分の保育施設利用申込一斉受付」、「教育保育システムの維持管理費」、「研修会負担金に係る経費」、「21大都市児童福祉主管会議等の経費」の各内容との関連が不明瞭である。 また、目標値自体も「実証実験」、「検証」、「検討」、「導入」と具体的でなく、いわば工程表のレベルにとどまっている。また、令和3年7月1日付の事業シートにおける当該指標の実績は、「検証」と記載されているものの、当該事業シートの前年度（令和2年度）の事業実施内容、前年度（令和2年度）事業評価及び前年度（令和2年度）見直し内容（実施結果の振り返り）の欄には、何をどのように「検証」したのかは記載されていない。 事業の内容として、保育所等の入所者情報の管理システムを維持する経費や物品購入等の庶務的事務であり、定量的な指標を立てづらいことは理解するところではあるが、事業の指標が事業評価の判断に資するために、例えば時間の節減から生じる費用の低減効果など、具体的な成果の識別に結び付くような指標を検討することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	政策事業シートに、新たに「保育事業デジタル運営経費」を設け、「A I 入所選考システム運用事業」を掲載し、事業内容を明確化しました。 また、事業の指標を「検証」としている場合は、事業評価にその検証内容を具体的に記載しました。	○	令和4年度

意見	イ 委託業務における予定価格の積算について (ア) 浜松市教育・保育システム運用支援業務及びシステム保守業務 本業務委託では、システム運用の安全性、信頼性（システム、サーバーの一体管理等）を維持するためにはシステム開発業者であるＡ社以外では対応が不可能であるとして、一者特命による随意契約を締結しており、予定価格の算出も業務一式として契約金額と合致している。 システムの使用を前提とした業務委託の場合、積算が困難であること、また、システム開発業者以外での対応が困難なことは理解できるが、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うという競争性が働かない状況にあり、システムの導入時点だけでなく、その後の管理を含めトータルで考えるのが望ましく、今後は、システムの導入とその保守管理は一体として業者選定を行うのが望ましい。 また、予定価格の設定にかかる積算においても、一式ではなく可能な限り実勢価格を反映することが望ましく、受託者から提出される見積書の内訳を、なるべく実勢価格と比較しやすいようにすることが考えられる。例えば、労働時間数×時間単価＝人件費、という形式で記載した場合には、時間単価について実勢価格との比較がある程度可能になると思われる。今後は実勢価格との比較が可能となるよう、見積書の様式を工夫することが望ましい。 (イ) 令和２年度浜松市教育・保育システム改修業務 本業務委託では、改修はシステム開発業者以外では不可能であるとして、一者特命による随意契約を締結しており、予定価格の算出も業務一式として契約金額とほぼ合致している。 システムの改修の場合、積算が困難であること、またシステム開発業者以外での対応が困難なことは理解できるが、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うという競争性が働かない状況としては（ア）と同様であり、予定価格の設定にかかる積算においても、なるべく実勢価格と比較しやすいようにする等、一式ではなく可能な限り実勢価格を反映することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	令和５年度の当業務委託の発注に際し、問い合わせ対応や問題解決支援などの業務ごとに人件費の内訳を積算することで、見積額と実勢価格とを比較するなど適正に予定価格を積算しました。 また、システム導入と保守管理の一体的な業者選定については、調達方法を含め、次期システム導入時に検討します。	○	令和４年度

意見	ウ 事業費の増減時の取り扱いについて 市は、事業シートにおいて前年度の事業の成果と本年度に実施する事業の概要、指標の目標値、予算・人員の配分等について記載し、市民に開示している。令和2年7月1日付の事業シートに記載された令和2年度事業費予算額は20,862千円であるが、令和3年7月1日付の事業シートに記載された令和2年度事業費予算額は48,997千円に変更されている。 増額となった要因は、委託費が大幅に増加したため、これは令和元年度まで区役所で行っていた業務のうち、新規受付業務等の窓口対応を除き、給付の支出にかかる業務、保育施設入園児にかかる書類管理及び新規申請の入園選考業務等を幼児教育・保育課に集約したことによるものである。これに伴い、市の幼児教育・保育課と各区の社会福祉課で行っていた保育業務について、事務分担を見直し、区の業務の一部を幼児教育・保育課に移すことにより、業務の効率化・標準化を進める際に、システムの改修が必要となり、9月補正予算において増額したものである。 令和3年7月1日付の事業シートには、前年度（令和2年度）の事業実施内容、前年度（令和2年度）事業評価及び前年度（令和2年度）見直し内容（実施結果の振り返り）を記載する欄があるにもかかわらず、こうした事情について記載されていないため、事業コストの状況が不明瞭になっている。 事業シートはホームページに掲載される開示情報であり、金額の著増減が生じた場合には、その旨及び内容を記載することが望ましい。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	新規事業や事業の変更等により、事業費が前年度より変更となった場合は、政策事業シートに根拠を記載します。	○	令和4年度

No.68

監査内容

報告書の頁 137

意見	エ 保育士再就職支援研修の実施対象の見直しについて 保育士再就職支援研修は、現在保育士として働いていない保育士有資格者で保育士として再就職を希望する人を対象とし、潜在保育士の不安解消を図り、再就職を支援することを目的として、各回定員30名（通し受講可）で計6回行われている。 市では、受講者に『「保育士再就職支援研修会」実施後の再就職状況調査票』を配付し、アンケートを実施する等、実施結果のフォローを行っている。それによれば、新型コロナウイルスの影響もあり、参加者は4名と少数であるものの、うち2名が再就職している。また、内容も外部の専門家を講師とし、実地に体験実習を設ける等充実しており、研修の開催自体は、有効であると思われる。 本研修に関する市の事業目的は、単に研修会の開催自体ではなく、潜在保育士の再就職の支援を通じた保育士の確保なのだから、より多くの参加者が得られる方向で見直すことが望まれる。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	従前は、対面形式の講義であったことから、感染症の影響で参加者数が減少したと考えられます。このため、令和4年度は、講義をオンラインに変更し、参加しやすい環境としました。	○	令和4年度

No.69

監査内容

報告書の頁 138

指摘	オ 事業の指標の設定について② 市の事業シートにおける事業の指標として「保育士等の再就職支援研修受講者数」が設定されており、当該研修の受講者数が累計で記載されている。 しかし、現状の研修の目的として考えるのであれば、有資格者の再就職希望者を支援することにあり、単に研修に参加した人数でなく、実際に保育者として再就職した人数を指標とすべきである。
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
幼保支援課	再就職支援研修受講者のうち再就職した人数（累計）を新たに指標へ追加しました。	◎	令和4年度